

様式第1号（第5条関係）

会議概要

会議の名称	令和5年久喜市選挙管理委員会第3回
開催年月日	令和5年3月30日（木）
開始・終了時刻	午前9時00分から午前9時38分
開催場所	久喜市役所 第8会議室
議長氏名	飯島 光 委員長
出席委員（者）氏名	飯島 光 委員長 森田静也 委員長職務代理 飯田一夫 委員 橋本 勉 委員
欠席委員（者）氏名	なし
説明者の職氏名	選挙係長 廣瀬哲也
事務局職員職氏名	選挙管理委員会事務局長 大越政実 選挙管理委員会選挙係長 廣瀬哲也 選挙管理委員会選挙係 担当主査 染谷 匠
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員の指名 3 委員長提出議案の上程 4 提案理由の説明 5 議案に対する質疑 6 討論・採決 7 諸報告 8 閉会
配布資料	なし
会議の公開又は非公開	公開
傍聴人数	0人

審議会等会議録

発言者	会議のてん末・概要
委員長	1 開会 2 会議録署名委員 飯田 一夫 委員 3 議案の上程 4 提案理由の説明 5 議案に対する質疑 6 討論・採決
事務局	<p>議案第 1 6 号 久喜市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正することについて</p> <p>議案朗読</p> <p>今回の一部改正の経緯でございますが、これまでは、久喜市の個人情報保護制度については、久喜市個人情報保護条例または規則において規定してきました。</p> <p>久喜市選挙管理委員会としては、久喜市が定めた条例及び規則を引用する形で、選挙管理委員会が保有する個人情報の保護を定めていた状況でございます。</p> <p>そのような中、このたび、国が定める個人情報の保護に関する法律が改正され、来月 4 月 1 日から施行されることになりましたが、大きな変更点として、国の法律が直接、久喜市の個人情報保護に適用されることとなります。そのため、本年 2 月の久喜市議会において、これまで制定していた久喜市の条例及び規則を廃止し、新たに法律施行条例及び法律施行細則を制定いたしました。</p> <p>このことから、選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の中での、法律の引用先を、久喜市の条例及び規則から、法律施行条例及び法律施行細則に変更する内容となっております。</p>
委員長	<p>議案に対する質疑</p> <p>質疑なし</p> <p>原案どおり決定</p>
事務局	<p>議案第 1 7 号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて</p> <p>議案第 1 8 号 選挙人名簿から抹消することについて</p> <p>議案朗読</p> <p>参考までに、地区別に申し上げますと、久喜地区、第 1 投票区から第 1 8 投票区は、5 7, 4 4 7 人、菖蒲地区、第 1 9 投票区から第 2 5 投票区は、1 6, 0 5 1 人、栗橋地区、第 2 6 投票区から第 3 2 投票区は、2 2, 7 3 3 人、鷺宮地区、第 3 3 投票区から第 4 0 投票区は、3 1, 7 8 0 人となります。</p>

	<p>今回の選挙人名簿登録者数は、前回3月1日に議決しました定時登録と比較して、男4人減の63,607人、女22人増の64,404人となり、総計18人増の128,011人となります。</p> <p><新規登録者名簿と抹消者名簿を供覧></p>
委員長	<p>議案に対する質疑 質疑なし 原案どおり決定</p>
事務局	<p>議案第19号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について 議案朗読</p> <p>令和5年4月9日執行の埼玉県議会議員一般選挙の執行にあたり、市内40投票所の投票管理者及びその職務代理者を選任するものです。</p>
委員長	<p>議案に対する質疑 質疑なし 原案どおり決定</p>
事務局	<p>議案第20号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について 議案朗読</p> <p>市役所や商業施設等市内7箇所を設置される期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を選任するものです。</p>
委員長	<p>議案に対する質疑 質疑なし 原案どおり決定</p>
事務局	<p>議案第21号 投票所の投票立会人の選任について 議案朗読</p> <p>市内40投票所の投票立会人を選任するものです。</p>
委員長	<p>議案に対する質疑 質疑なし 原案どおり決定</p>
事務局	<p>議案第22号 期日前投票所の投票立会人の選任について 議案朗読</p> <p>市役所や商業施設等市内7箇所を設置される期日前投票所の投票立会人を選任するものです。</p>

<p>委員長</p>	<p>議案に対する質疑 質疑なし 原案どおり決定</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第23号 個人演説会等の施設の指定について 議案朗読</p> <p>選挙期間中における候補者が行う選挙運動の一つに、個人演説会がございますが、会場として使用する施設については、民間の施設を使用できるほか、学校や公民館等の教育施設や、その他の公共施設でも実施が可能となっております。</p> <p>個人演説会の会場として使用できる公共施設の範囲を規定している公職選挙法第161条第1項においては、第1号において、学校及び公民館については、特に手続きをすることなく会場とすることができるとされている一方で、第3号の規定においては、その他の公共施設については選挙管理委員会が指定することで、会場として使用することができると規定されております。</p> <p>そのような規定がある中で、来月4月1日から、久喜市内の全ての公民館が、コミュニティセンターに変更することが決定しております。今後は教育施設ではなくなることから、第1号の対象施設から除外され、今後特に対応しない場合には、個人演説会の会場として使用できなくなってしまう状況が発生いたしました。</p> <p>公民館であった時と同様に、個人演説会の会場として使用できるようにするためには、第3号に基づく選挙管理委員会の指定が必要なことから、今回、6か所のコミュニティセンターについて、新たに指定するという内容となっております。</p> <p>なお、指定に先立ちまして、施設を所管する部署には事前に経緯を説明し、指定することの同意は得ている状況です。</p> <p>また、本日議決いただいたならば、埼玉県議会議員一般選挙における選挙運動において使用できることとなります。</p>
<p>委員長</p>	<p>議案に対する質疑 質疑なし 原案どおり決定</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第24号 ポスター掲示場設置の場所の変更について 議案朗読</p> <p>令和5年4月9日執行の埼玉県議会議員一般選挙のポスター掲示場の設置場所について、一部を変更するものです。</p>
<p>委員長</p>	<p>議案に対する質疑 質疑なし 原案どおり決定</p>

事務局	8 諸報告 なし
委員長	9 閉会
<p>会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。</p> <p>令和 5 年 4 月 8 日</p> <p>委員長 飯島 光</p> <p>署名委員 飯田 一夫</p>	